

心肺蘇生について



突然の事故や病気などで心臓や呼吸が停止し、そのまま死に至ることがあります。そのような状態になった時、出来るだけ早く従来機能を回復させる処置が必要になります。この処置を「心肺蘇生」といい、「心肺蘇生」は心臓や呼吸が止まった時に行います。

心臓が止まった時

除細動^(※1)や心臓マッサージ^(※2)を行います。

目的は、止まった心臓を再び動くようにして命をつなぎとめることですが、状況によっては両方行う場合や、心臓マッサージのみ行う場合があります、心電図の波形を見ながら医師が判断します。

(※1) 除細動とは

一般的に「電気ショック」や「AED」(自動体外式除細動器)という言葉で知られていますが、心臓部分を中心に胸部と左肋骨部に器具をあて、1回から数回、電気刺激を与えることによって、止まった心臓を動くようにすることです。

電気を通電させるため器具をあてた部分の皮膚がやけどすることがあります。



(※2) 心臓マッサージとは

心臓に最も近い胸の中心部を両手で規則的に圧迫して、ポンプとしての役割を回復させようとする方法です。心臓が動き出すまで繰り返し圧迫するため肋骨が骨折してしまふことがあります。



いずれも救命を優先するため、蘇生を行う際、多少のダメージを伴います。除細動や心臓マッサージを行わないと命の助かる可能性はほとんどありません。

呼吸が止まった時

応急的に口にマスクのようなものをあて、酸素を送りながら圧をかけて呼吸させますが限界があり十分ではないため、口から細いくだを入れて人工呼吸器につなぎ、機械で呼吸する処置を行います。呼吸が止まった時、人工呼吸器を装着しなかった場合、助かりません。



※病気が治る見込みのない終末期状態の場合は、心肺蘇生することによって、苦痛を与えてしまう原因となります。その人らしく最期を迎えられるよう十分な検討が必要です。

なお、パンフレットの中のわからない用語については職員にお尋ねください。



自分らしく生きるために 「心肺蘇生について」



もし、あなたが病気や事故などで判断ができなくなったとき、どのような医療を望みますか？
最期の瞬間まで「こんな治療を受けたい」、また、「こういう治療は受けたくない」という意思決定を行う際のお手伝いができると思います。
ここでは、病院などで行われているいくつかの治療についてご説明します。



はるな生活協同組合
高崎中央病院
お問い合わせは、担当医師・担当看護師まで

電話 027-323-2665
住所 高崎市高関町498-1